

県議会 9 月定例会一般質問から

-2008.11.13-

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

組織再編について。

組織再編は、ただ単なる 70 人の職員を減らしたいだけでなく、県民にわかりやすい、利用しやすい事務事業のスピード感が計られるなど、現場での専門性や機動性も確保されなければなりません。

そこで、住民サービスにもっとも欠かせないことは、的確な行政サービス、手続きが即応、完結出来ることです。

今回の組織再編にあたり、行財政改革プランでは、権限移譲をし、現地機関の強化を図っていくとしていますが、どのように権限移譲をされるか明確ではありません。

組織再編をして職員数を減らすことは、チェック体制の甘さや、縦割り意識がより強くなり、県庁組織にいつもお伺いを立てているようでは的確なスピード感ある県民対応は出来ないものと思うわけです。

現地機関の組織再編と合わせて権限移譲をどのようにすべきかセットで見直すべきです。

条例を 12 月定例会で改正するため、再編実施案が示されていますが、全体像が見えてこないのです。これから権限移譲について検討するのでは県民の利便性が見えてこないわけで、改革プランでは積極的に検討するとなっていますが、どのように対応するのか

普及センターについて

かつて旧町村単位に一名以上の普及員が常駐していました。農業の多様化によりエリアを設置し、複数がチームを組んで対応出来るシステムとなりました。人数が少なくなると、エリアを拡大し対応して来ました。

普及センターの支所の現状は、1支所職員数が2人から5人までの支所が7支所もあり、専門普及員は少なくとも1支所6人以上は必要であると思います。

従って、再編案は賛成するものですが、エリアを大きくした分どのように市町村や地域対応が機能的に進められるか、きめ細かい対応が出来なくなるのではないか等の問題点もあります。

そこで、私は提案したいと思いますが、現在JAの営農指導員は863人います。普及センター職員は181人です。

今から8年前頃までは市町村毎に農業技術者連絡協議会がありました。農技連と言っています。この組織構成は、普及員・JA営農技術員(現在は営農指導員と言っています)が、それに市町村の農政課職員で構成し、行政区管内の農業振興に大きな役割をはたしていました。それが農協を「とかす」発言からこの組織はほとんどが活動しなくなりました。

県下18JA管内の市町村すべてを調査したところ、解散をしてしまったところ、年に1~2回総会をしている位、昔ほど活発な活動はしていないなど組織はあっても停滞しているところがほとんどです。

私は、今こそこの組織を発展させ、この組織に農業委員会や農業共済職員も加わって地域農業や集落営農進展のための組織づくりを進めるべきだと思います。

現地機関の見直しに当たって、基本的考え方の中で、県と市町村との役割分担二重行政の排除となっていますが、この10年間で67人27%もの普及センター職員が減っている現実から、市町村の職員、JAの営農指導員、農業委員会、農業共済職員など、農業に携わっているすべての組織あげて農業振興に、集落営農組織育成に取り組まないと地域農業の危機的状況が打開されないと思います。

従って、普及センターは市町村と役割分担でなく、JA営農指導員をはじめとする農業団体すべ

てが一体的活動をすべきです。

この組織を再構築するのは、こわした県側にあると思います。

教育機関のあり方の検討について

高等学校再編計画については骨子が決定され、来年6月を目途に具体的再編計画を策定することとなり進めているところでありますが、行財政改革プランでは、具体的に総合教育センター、青年の家、少年自然の家、県立歴史館、山岳総合センター、体育センターなど、教育機関等のあり方について設置の必要性・民間との協働など、適切な運営形態を教育委員会により検討し、その結果を受け順次見直しを実施するとしています。

総合教育センターの付置機関として、生涯学習センターはなりましたが、利用度の低い宿泊棟など、どのように検討されて来たか

また、県立歴史館は、平成16年度まで委託であったが、県直轄としたが、財政的にその成果は出ているのか

定住自立圏構想について

県市町村合併審議会は、「県市町村合併構想案」を答申した中で、県内の平成大合併は十分に進展したとは言い難いと指摘し、さらに合併を進める必要があると明確にし、人口一万人未満の小規模自治体の合併を促しています。

自治体財政健全化法に基づく県内市町村の財政指標から、第三セクターや、公社を含む負債の重さを示す指標「将来負担比率」は、4割に当たる33市長村で、100%を超えて標準的な財政規模を超える負債を抱えている状況や、財政規模に占める借金返済の重さを示す「実質公債費比率」は4村が早期健全化基準を上回っている事が判明し、小規模町村の財政逼迫度が明らかとなりました。

法務省、国交省、農水省、厚労省は、連携し、5万人以上規模の人口をもつ市を中心市と位置

付け、周辺町村と連携・役割分担し、生活実態や将来像を勘案し、協定を結ぶことにより、生活に必要な都市機能を確保するための定住自立圏構想を立ち上げ、平成 20 年度 9 月までモデル地区の募集をしていますが、長野県からは飯田市と下伊那郡 14 町村・塩尻市と朝日村の二つの地域から先行実施団体に応募しているわけでありますが、知事は合併の組み合わせを示すのではなく、市町村の自主性に委ねるとの姿勢を明確にし、相方同意が出来れば最大限の支援をして行きたいと表明をしていますが、定住自立圏構想では、中心市に都道府県の権限移譲を盛り込んでいます。

まだ細部にわたって国の支援などが示されていない面もありますが、この構想は来年度より本格実施されることとなっています。現時点の中でこの構想についてどのように感じ、また、応募二地域に対する支援は考えているのか

長野県中期総合計画について

本年度県税収入が当初予算見込み額より 193 億円余の減収から、来年度予算の編成も極めて危機的な状況の財政下となり、今後も中小企業を始めとする経済状況の好転は見込めず、農業に於いても原油、飼料、肥料など生産資材の高騰は再生産出来る状況どころか生活費にも大きな打撃を与えています。

また、道路特定財源の一般財源化による道路整備の遅れ、一方で大地震に備え公共施設、橋梁の耐震化、緊急輸送道路重点整備など、先送り出来ない事業や、少子高齢化による福祉予算の自然増など、県民要望の多様化する中で中期総合計画策定時と大きく環境が変わってきました。

知事は県政の指針と位置付けている県中期総合計画は、127 項目にわたり数値目標を設定しています。

来年度中期総合計画は、見直しをしなくて実施していくとなると、財政や重点的事業の絞り込み

など、どのような手法で行政運営されるのか

答弁については県議会のホームページをご覧ください。